

ひとり親家庭養育費確保支援事業費補助金のご案内

対象者：

・山梨県内の市町村に居住するひとり親家庭の母又は父で、養育費の取り決め対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方（離婚成立前の者を含む。）

※過去に同種類の補助を受けている場合は、補助を受けられない場合があります。

共通した提出書類：

- ・補助金交付申請書（第1号様式）
- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・申請者の現住所が確認できる書類
- ・補助対象経費の領収書等
- ・通帳の写し等、振込先銀行口座の分かるもの

公正証書等作成経費補助

養育費の取り決めとして、債務名義となる公正証書を作成する際の手数料や諸費用について補助します。

要件	・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと ・ 養育費の取決めについて、債務名義を有していること
補助対象経費	ア 公証人手数料令に定める公証人手数料 イ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類取得に係る費用 ウ 公証役場に提出する郵便切手に係る費用
補助額	補助対象経費の全額（上限3万円）
申請期限	公正証書の作成がなされた日（令和8年4月1日以後に限る。）から1年
提出書類	・ 共通した提出書類 ・ 養育費について取り決めた公正証書の写し

養育費請求調停申立てに係る費用の補助

養育費請求調停申立てを弁護士等に委任する際の費用や、申立にかかる諸費用について補助します。

要件	養育費請求調停申立てを行い、それに要する費用を負担したこと
補助対象経費	ア 養育費請求調停申立てに要する収入印紙代 イ 戸籍謄本等の添付書類取得費用 ウ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代 エ 弁護士費用
補助額	補助対象経費の全額（上限6万円）
申請期限	裁判所において養育費請求調停申立が受理された日（令和8年4月1日以後に限る。）から1年
提出書類	・ 共通した提出書類 ・ 裁判所が受理した申立て書類一式の写し ・ 養育費請求調停申立ての結果が分かる書類

強制執行申立てに係る費用の補助

未払い養育費の強制執行申立てを弁護士等に委任する際の費用や申立にかかる諸費用について補助します。

要件	未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担したこと
補助対象経費	ア 強制執行申立てに要する収入印紙代 イ 戸籍謄本等の添付書類取得費用 ウ 公的機関が求めた連絡用の郵便切手代 エ 弁護士費用
補助額	補助対象経費の全額（ 上限6万円 ）
申請期限	裁判所において強制執行の申立が受理された日（令和8年4月1日以後に限る。）から1年
提出書類	・ 共通した提出書類 ・ 裁判所が受理した申立て書類一式の写し ・ 強制執行申立ての結果が分かる書類

養育費保証契約締結に係る費用の補助

養育費の未払いに備え、保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に支払う保証料について補助します。

補助区分	保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結し、初回保証料を負担したこと
補助対象経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回契約時のものに限る。）
補助額	補助対象経費の全額（ 上限5万円 ）
申請期限	保証会社と養育費保証契約を締結した日（令和8年4月1日以後に限る。）から1年
提出書類	・ 共通した提出書類 ・ 養育費保証契約に係る契約書の写し ・ 養育費について取り決めた文書の写し

申請・お問い合わせはこちら

山梨県総合県民支援局こども福祉課

〒400-0858

甲府市丸の内1丁目6-1

電話番号 055-223-1459

FAX番号 055-223-1509

メールアドレス kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp